

議 長 日程第6「議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年4月1日より寄簡易水道事業及び下水道事業が公営企業会計の法適化を全面適用することに伴い、条例の一部改正と廃止など所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例につきまして説明させていただきます。

令和6年4月1日より寄簡易水道事業及び下水道事業が公営企業会計の法適化を全面適用すること、特別会計から公営企業会計に移行することに伴い、水道事業等に関する設置条例等の改正、廃止等を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案の4枚目、右上に参考資料1と記載のある新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

1ページ目です。まず、題名「松田町水道事業等に関する設置条例」を「松田町地方公営企業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条の見出し「水道事業の設置」を「公営企業の設置」に改めます。第1条について、現行では水道事業のみ設置及び目的について規定していますが、改正案では、まず第1項で公営企業として水道事業に加え、寄簡易水道事業及び下水道事業を設置すること。第2項では、水道事業と寄簡易水道事業の、第3項では下水道事業の、それぞれの目的について規定するように新設しています。

改正案の第2条に、法の適用を新設し、令和6年4月1日より寄簡易水道事業及び下水道事業が地方公営企業法施行令の規定により、地方公営企業法の規定を全部適用する旨規定しております。

第3条、経営の基本は、現行の第2条から1条繰り下げ、水道事業を公営企

業に改めています。また、現行の第2条は水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量について規定していますが、改正案では2ページから3ページをお願いいたします。第4条に水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量を、第5条に寄簡易水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量を、第6条に下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を新設し、分けて規定をしています。

3ページの中・下段、改正案の第7条以降は、現行の第3条以降を4条ずつ繰り下げ、かつ現行の水道事業を改正案の公営企業に改めています。

6ページをお願いいたします。こちらは附則に記載のある別の条例、松田町水道事業給水条例に改正しました条例名と条番号を使用しているため、合わせるものでございます。

恐れ入りますが、3ページ目、ページで言いますと議案本文の3ページの中段を御覧ください。第2条でございます。こちらには廃止する条例について記載しております。1、松田町寄簡易水道事業特別会計条例、2、松田町寄簡易水道事業運営基金条例、3、松田町下水道事業特別会計条例。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則の2以下は、先ほど新旧対照表の最終ページで御説明いたしましたが、松田町水道事業給水条例、別の条例に記載されている条例名と条番号を改正する必要がございましたので、合わせたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。ございませんか。

(「なし」の声あり)

お諮りします。ただいま議題となっています議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査をすることに決定いたしました。